

一般社団法人福岡中小企業経営者協会 会員規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、定款第5条（法人の構成）、第6条（正会員の資格の取得）及び第7条（経費の負担）の規定に基づき、この法人の構成員としての入会手続き及び入会金、会費の納入等について定める。

第2章 正会員

(入会手続)

第2条 正会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書に次の事項を記入し、会長に提出するものとする。

- (1) 事務所等の名称、又は商号、所在地、代表者名
- (2) 事業の種類、事業の内容
- (3) 売上高、従業員数、創業年月日等、会社の概要
- (4) 当協会会員の推薦

(承認)

第3条 前条の入会申込みがあった場合は、理事会の定めるところにより、その承認を受けなければならない。

(入会の成立)

第4条 入会申込者は、前条の手続きが完了し、かつ、その負担すべき入会金を納入したときにこの法人の正会員となる。

(入会金)

第5条 新規正会員の入会金は5万円とする。ただし、一般社団法人北九州中小企業経営者協会 会員、一般社団法人筑後中小企業経営者協会 会員、筑豊中小企業経営者協会 会員がこの法人に入会した場合と、名誉会員と特別会員の入会金は免除とする。

2 入会金は請求書受領後、30日以内に納入しなければならない。

3 退会後、1年を経ずして再入会する場合は、入会金は免除するものとする。

(会費)

第6条 正会員の1ヶ月当たりの会費は1万円とする。ただし、名誉会員と特別会員は免除とする。

(納入方法)

第7条 会費の納入方法は【口座振替】と【振込】のいずれかとする。

【口座振替】

- (1) 年4回（4月、7月、10月、1月の5日に各3万円）
- (2) 年2回（6月、12月の5日に各6万円）
- (3) 年1回（6月の5日に12万円）

【振込】

- (4) 年1回（5月に12万円の請求書を送付）
 - (5) 年2回（5月、11月に各6万円の請求書を送付）
- 2 振込の場合、請求書の受領後30日以内に振込むものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 退会し、又は除名された正会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 名誉会員

(名誉会員)

第9条 会長は理事会及び総会の推薦を得て、この法人に功労があつた者又は学識経験者を、名誉会員に委嘱することができる。

2 名誉会員はこの法人の事業の推進にあたって、必要な事項を助言する。

3 名誉会員は会長または理事会の要請により会長・副会長会議や理事会に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会員の任期(委嘱期間)は、この法人の役員の任期に関する定款の規定(第24条 役員の任期)を準用する。

第4章 特別会員

(特別会員)

第10条 会長は理事会及び総会の承認を得て、事務局職員を理事に委嘱することができる。

2 理事に委嘱された事務局職員を特別会員とする。

3 理事会にて承認を得た者、若しくは法人を特別会員にすることができる。

第5章 その他

(改正手続)

第11条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(附 則)

本規程は平成26年5月23日より施行する。